

市立長浜病院医事業務等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「市立長浜病院医事業務等業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名 市立長浜病院医事業務等業務委託

(2) 業務内容 市立長浜病院医事業務等

(3) 業務期間 令和7年11月1日から令和10年10月31日まで

3. 見積上限額

見積額の上限は、月額17,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。ただし、この金額は契約時の予定価格をしめすものではなく、業務の規模を示すためのものであることに留意すること。

4. 実施形式

公募型

5. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 過去5年以内に、日本国内において、病床数400床以上のDPC実施病院での『包括支払い業務』の受託実績がある者
- (2) 過去5年以内に、日本国内において、病床数400床以上のDPC実施病院での『医事業務』の受託実績がある者
- (3) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準規格であるISO/IEC27001（ISMS）、プライバシーマーク、JIS Q27001のいずれかの認証を取得している者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること
- (5) 長浜市入札参加停止基準要綱（平成24年長浜市告示第213号）に基づく入札参加停止措置を現に受けていない、又は、提案時において長浜市入札参加停止基準要綱の別表第1及び別表第2の各号に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同

じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき

6. スケジュール

公募開始	令和7年5月20日（火）
質疑受付締切	令和7年6月6日（金）
質疑に対する回答（ホームページ）	令和7年6月13日（金）
参加申込書兼誓約書の提出期限	令和7年6月17日（火）
参加資格審査結果の通知	令和7年6月24日（火）
企画提案書等の提出期限	令和7年7月4日（金）
ヒアリング審査	令和7年7月11日（金）

7. 実施要領の配布

- (1) 配布期間 令和7年5月20日（火）から令和7年6月17日（火）まで
ただし、市立長浜病院の休診日及び正午から午後1時までを除く、午前9時から午後5時まで

(2) 配付資料

- ア 実施要領
- イ 企画提案書作成要領
- ウ 評価項目表
- エ 仕様書
- オ 質問書（様式1）
- カ 参加申込書兼誓約書（様式2）
- キ 業務実績（様式3）
- ク 見積書（様式4）
- ケ 辞退届（様式5）

(3) 配布方法

市立長浜病院ホームページからダウンロードする。 <https://www.nagahama-hp.jp/>

8. 質問・回答

- (1) 提出方法 所定の質問書（様式1号）により電子メールにて提出すること。
※ただし、提出後は必ずその旨を電話で伝え受理の確認を行なうこと。
※電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限 令和7年6月6日（金）午後3時00分まで（必着）

- (3) 提出先 市立長浜病院 事務局医事課
E-mail nch-iji@city.nagahama.lg.jp
- (4) 回答方法 市立長浜病院ホームページに掲載する。
令和7年6月13日（金）予定

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

- ア 参加申込書兼誓約書（様式2）
- イ 会社概要
- ウ 業務実績（様式3）
- エ 上記「ウ」に記載された業務実績書における契約書の写し（業務名称、契約期間、契約関係者の氏名、押印等が確認できる箇所のみで可。契約金額の公開は必須としない。）
- オ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
※発行日は提出前3か月以内のものとする。（写し可）
- カ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税（すべての都道府県民税）、市税（すべての市町村民税）に未納がないことの証明書
※国税：納税証明書「その3」又は「その3の3」〔法人税〕
※県税：県税に未納が無いことの証明書
※市税：完納証明書（納期到来分について未納のない証明書（市税すべて））
※発行日はすべて提出日前3か月以内のものとする。（写し可）
- キ プライバシーマーク又はI SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証取得が確認できる書類

(2) 提出期間

令和7年5月20日（火）から令和7年6月17日（火）まで
ただし、市立長浜病院の休診日及び正午から午後1時までを除く、午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

市立長浜病院 事務局医事課
郵便番号 526-8580
住所 滋賀県長浜市大戌亥町313番地

(5) 参加資格審査結果通知

参加申込のあった全ての者に参加資格審査結果を電子メールにて通知する。
※令和7年6月24日（火）予定

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

参加資格を有すると認められた者は、次のものを提出すること。

- ア 企画提案書（本実施要領11に基づくもの） 15部（正本1部、副本14部）
- イ 見積書（本実施要領12に基づくもの（様式4）） 1部

(2) 提出期間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月4日（金）まで

ただし、市立長浜病院の休診日及び正午から午後1時までを除く、午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

市立長浜病院 事務局医事課

郵便番号 526-8580

住所 滋賀県長浜市大戌亥町313番地

1.1. 企画提案書作成方法

市立長浜病院医事業務等業務委託企画提案書作成要領に記載のとおりとする。

1.2. 見積書作成方法

所定の見積書（様式4）により、次の総額（月額）及び内訳を必ず記載すること。

(1) 総額 契約期間中に発生する価格の月額（消費税及び地方消費税相当額含む。税率は10%で算出のこと。）並びに月額に占める消費税及び地方消費税相当額。

(2) 内訳 次の経費別に価格を記載すること。ただし、内訳には消費税及び地方消費税相当額は含めないこと。

①入院医事業務（中央手術室含む）

②窓口業務

③診療報酬請求業務

④救急センター窓口業務

⑤その他医事業務

(3) その他必要に応じて、参考となる事項を記載すること。

1.3. ヒアリング審査

(1) 実施日時 令和7年7月11日（金）

(2) 実施場所 市立長浜病院 2階 講堂

(3) 留意事項

ア プレゼンテーションは、提案内容に基づいて行うこと。提案書と異なる内容による説明や追加資料の配布は認めない。

イ プレゼンテーションの方法は任意とする。プレゼンテーションで使用するパソコン、プリンター、プロジェクター、及びスクリーン等の機材は、参加者で用意すること。また、プロジェクターを使用する場合は 事前に連絡すること。

ウ ヒアリング審査の参加人数は3名以内とする。本事業の責任者（採用された場合に、契約、総括責任者人事等を含む当病院事業に関する責任者となる者）は必ず参加すること。

エ ヒアリング審査の時間等

プレゼンテーション（企画提案）：20分以内

質疑応答：15分程度

準備・後片付け：１０分以内

※ヒアリング審査の指定時間など詳細は参加者へ書面又は電子メールで連絡する。

(4) 評価項目等

別紙【市立長浜病院医事業務等業務委託評価項目表】のとおり

(5) 委託先候補者の選定

委託先候補者は、プロポーザル選定委員会の審査で最も高い評価を受けた者を選定する。
ただし、同選定委員会での評価点が同点の場合は、提案内容評価部分の評価得点が最も高い者を委託先候補者に選定する。

また、提案者が獲得した合計得点から事業費評価部分の評価得点を除いた得点を100点満点に換算した場合の60点を最低基準点とし、同換算値が60点未満の提案者は、委託先候補者に選定しない。

なお、提案者が１者のみの場合、提案者が獲得した合計得点から事業費評価部分の評価得点を除いた得点の100点満点換算値が60点以上であれば委託先候補者として選定する。

(6) 次順位者の繰上げ

当院は、選定した委託先候補者に業務を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった委託先候補者のうち、評価点が上位であった者から順に業務について交渉を行うことができることとする。

(7) その他

プロポーザル選定委員会は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

1 4．審査結果

(1) 通知方法 ヒアリング審査を受けた全ての申請者に文書にて通知するとともに、市立長浜病院ホームページに掲載する。

(2) 通知時期 令和７年７月３０日（水）（予定）

1 5．提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 当院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は１者につき１案とする。

1 6．情報公開及び提供

当院は、提案者から提出された企画提案書等について、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 7．その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を長浜市に請求することはできない。

令和7年10月31日までの業務引継期間については、受託者の経費負担により引き継ぎを行うものとする。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式5）を担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積上限額が設定された場合に、見積書の金額が見積上限額を超過したとき

キ 提案審査において、その最低基準点を評価点が下回ったとき

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本実施要領で記載する各様式は、標準様式として、指定する内容が満たしてあるものについては、各社が作成する書類の使用を可能とする。

(8) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

18. 問い合わせ先

市立長浜病院 事務局医事課

滋賀県長浜市大戌亥町313番地

電話番号 0749-68-2300

E-mail nch-iji@city.nagahama.lg.jp